

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市一宮土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業竹林地区）計画を変更することについて平成19年8月31日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成19年9月21日から同年10月11日まで縦覧に供する。

平成19年9月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀